

資料編

(1) 策定の経過

年月日	内容
令和4年10月3日	令和4年度第1回 刈谷市国際化・多文化共生推進計画策定部会
令和4年10月26日	令和4年度第1回 刈谷市国際化・多文化共生推進委員会
令和4年12月	刈谷市国際化・多文化共生推進計画策定にあたっての外国人市民・日本人市民への意識調査の実施
令和5年1月	刈谷市国際化・多文化共生推進計画策定にあたっての市職員への意識調査、各部署等への外国人との関わり調査の実施
令和5年2月～3月	外国人市民団体、地域団体、NPO、企業へのヒアリング調査の実施
令和5年2月9日	令和4年度第2回 刈谷市国際化・多文化共生推進計画策定部会
令和5年3月14日	令和4年度第2回 刈谷市国際化・多文化共生推進委員会
令和5年3月26日	外国人市民・日本人市民「つなぐミーティング」開催
令和5年7月25日	令和5年度第1回 刈谷市国際化・多文化共生推進計画策定部会
令和5年8月8日	令和5年度第1回 刈谷市国際化・多文化共生推進委員会
令和5年9月～10月	庁内ヒアリングの実施（施策・取組・目標について）
令和5年10月12日	令和5年度第2回 刈谷市国際化・多文化共生推進計画策定部会
令和5年10月27日	令和5年度第2回 刈谷市国際化・多文化共生推進委員会
令和5年12月1日～ 令和6年1月4日	パブリックコメントの実施
令和6年1月10日	令和5年度第3回 刈谷市国際化・多文化共生推進計画策定部会
令和6年1月22日	令和5年度第3回 刈谷市国際化・多文化共生推進委員会

(2) 刈谷市国際化・多文化共生推進委員会

①委員名簿【本計画の策定期間（令和4年度～令和5年度）の名簿】

区 分	所 属	氏 名	備 考	
学識経験を有する者	愛知淑徳大学 名誉教授	榎 田 勝 利		
関係機関を 代表する者	大学	国立大学法人愛知教育大学 国際企画課	高 木 遠 慧	
	教育委員会	刈谷市教育委員会 学校教育課	屋 敷 大 喜	令和4年度
			清 水 都世子	令和5年度
	国際交流 中間支援 組織	愛知県国際交流協会 交流共生課	林 一 也	令和4年度
			杉 山 美 紀	令和5年度
		刈谷市国際交流協会	西 村 日出幸	
	地区代表者	一ツ木自治会	及 川 啓 太	
	企業代表	株式会社デンソー 総務部刈谷総務人事室	渡 合 史 善	令和4年度
			北 野 達 生	令和5年度
		株式会社ベルテック	小 池 ソニア	
NPO 法人	認定特定非営利活動法人 アジア車いす交流センター	木 村 隆 彦		
市民団体	S B K	川 口 ビバリ		
市内に住所を有し、通勤し、 又は通学する18歳以上の 者	市民公募	ファミ ティ ホン トウイ		
市の職員	刈谷市 市民活動部	近 藤 和 弘		

②刈谷市国際化・多文化共生推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 国際化・多文化共生社会の実現に向けて、刈谷市国際化・多文化共生推進計画を推進するに当たり、市民及び関係機関の意見を反映させるため、刈谷市国際化・多文化共生推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について意見を述べるものとする。

- (1) 刈谷市国際化・多文化共生推進計画の推進に関すること。
- (2) 刈谷市国際化・多文化共生推進計画の策定及び見直しに関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員13人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係機関を代表する者
- (3) 市内に住所を有し、通勤し、又は通学する18歳以上の者
- (4) 市の職員
- (5) その他市長が必要と認める者

3 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は委員の互選により定め、副委員長は委員長が指名する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。

3 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

(資料提出等の協力)

第7条 委員会は、必要に応じて関係者に対し、出席を求めて意見又は説明を聴くほか、資料の提出その他の協力を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、市民活動部市民協働課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年3月30日から施行する。

(3) 年表

年	国	愛知県	刈谷市
平成 18 年	・ 出入国管理および難民認定法の改正		
平成 19 年		・ 多文化共生センター開設（愛知県国際交流協会内）	
平成 20 年	・ 留学生 30 万人計画の策定	・ 「あいち多文化共生推進プラン」の策定	
平成 21 年	・ 出入国管理および難民認定法の改正 ・ 在留資格「技能実習」創設		
平成 23 年			・ 「第 7 次刈谷市総合計画」策定
平成 24 年	・ 高度人材ポイント制を導入		・ 「刈谷市国際化・多文化共生推進計画」策定
平成 25 年		・ 「あいち多文化共生推進プラン 2013-2017」の策定	
平成 26 年	・ 出入国管理および難民認定法の改正		・ 一ツ木町の「ワールド・スマイル・ガーデン」開設
平成 28 年	・ 出入国管理および難民認定法の改正 ・ 在留資格「介護」を創設		
平成 29 年			
平成 30 年	・ 出入国管理および難民認定法の改正 ・ 在留資格「特定技能 1 号・2 号」を創設	・ 「あいち多文化共生推進プラン 2022」の策定	
令和元年	・ 「日本語教育の推進に関する法律」公布・施行		
令和 2 年	・ 総務省「地域における多文化共生推進プラン」の改訂	・ あいち地域日本語教育推進センター設置	・ 「刈谷初期日本語教室」開始
令和 4 年	・ 出入国在留管理庁「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」決定	・ 「第 4 次あいち多文化共生推進プラン」の策定 ・ 「あいち国際戦略プラン 2027」の策定 ・ 「愛知県地域日本語教育の推進に関する基本的な方針」の策定	
令和 5 年			・ 「第 8 次刈谷市総合計画」策定 ・ 「多文化交流フェスタ」開催
令和 6 年			・ 「第 2 次刈谷市多文化共生推進計画」策定

第2次刈谷市多文化共生推進計画

発行 令和6年（2024年）3月

発行者 刈谷市／編集：市民活動部 市民協働課

〒448-8501 刈谷市東陽町1丁目1番地

TEL:0566-95-0002（ダイヤルイン）

Mail: kyodo@city.kariya.lg.jp
